

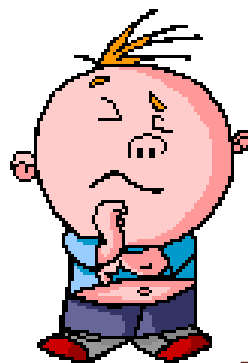
2015年3月28日
市民公開講座
「地域で考えるケアと治療」

「社会資源と歩行障害」

医療連携・患者支援センター
ソーシャルワーカー 野口 聡美

**病気で歩行障害
が出て、
生活がとても
心配・・・**

**退院はできそうだけ
ど、家族だけの介護
で大丈夫かな・・・**



**リハビリは
どんなところで
するのか？**

**疾患に伴い
様々な問題が
出てきます**

ソーシャルワーカーとは？

疾患や障害によって出てくる

○経済的な心配

○介護や障害の社会資源の活用

○リハビリ通院の相談

○転院先の調整

など

社会福祉の立場から

相談、援助、調整を行う専門職

社会資源について

<3つの制度>

医療費が高額になるのでは・・・

1. **高額療養費制度**を利用！

介護が必要になる場合には・・・

2. **介護保険**を利用！

難病と言われたら・・・

3. **特定疾患医療費助成**を申請！

1. 高額療養費の制度（70歳未満）

| 区分 | 自己負担限度額（月額） | 多数該当 |
|----------------------|----------------------------------|----------|
| ア 標準報酬月額 83万円以上 | 252,600円+ (医療費－842,000円) × 1% | 140,100円 |
| イ 標準報酬月額 53万～79万円 | 167,400円+ (医療費－558,000円) × 1% | 93,000円 |
| ウ 標準報酬月額 28万～50万円 | 80,100円+ (医療費－267,000円) × 1% | 44,400円 |
| エ 標準報酬月額 26万円以下 | 57,600円 | 44,400円 |
| オ 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |

自己負担限度額は入院・外来別・医療機関毎です。

高額療養費の制度（70歳以上）

| 所得区分 | 1か月の外来の負担額の上限額（個人毎） | 1か月の入院の負担額の上限額 |
|-----------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 現役並みの所得者 （月収28万円以上などの窓口負担3割の方） | 44,400円 | 80,100円+ （医療費-267,000円）×1% |
| 一般世帯 | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税 II | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税 I | 8,000円 | 15,000円 |

今まで70歳以上の方の医療費の窓口負担は特例措置により1割負担となっていましたが、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方は、誕生日の翌月より医療費の窓口負担は2割となりました。平成26年4月1日以前に70歳の誕生日を迎えた方の医療費の窓口負担は1割負担のままです。

現役並みの所得のある方は今まで通り3割負担です。

自己負担額の上限は上記の通りです。（変更ありません）

「限度額認定証」

(70歳未満)

・70歳未満の方は、全員、申請が必要

・70歳以上の方は、非課税世帯の方が申請が必要

・健康保険の保険者に申請
「国保」と「後期高齢」は
市役所・国民健康保険課が窓口

「減額認定証」

(70歳以上で非課税世帯)

| 健康保険限度額適用認定証 | | | |
|--------------|----------|----------------|----|
| 平成 年 月 日交付 | | | |
| 被保険者 | 記号 | 番号 | |
| | 氏名 | | 男女 |
| | 生年月日 | 大正・昭和・平成 年 月 日 | |
| 適用対象者 | 氏名 | 見 本 | 男女 |
| | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | |
| | 住所 | | |
| 発効年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| 有効期限 | 平成 年 月 日 | | |
| 適用区分 | | | |
| 保険者 | 所在地 | | |
| | 保険者番号 | | |
| | 七、四、四 | | |

2. 介護保険の制度

- ・サービスを1割負担で利用
例：訪問介護、訪問リハビリ、ショートステイ、
住宅改修、福祉用具購入など

<対象>

- ・65歳以上の方
- ・40歳～64歳

特定疾病(16疾患)

例：脳血管疾患

パーキンソン病

脊柱管狭窄症

| 介護保険被保険者証 | |
|----------------------|---|
| 番号 | |
| 住所 | |
| 氏名 | 佐倉市 |
| 生年月日 | 1967.12.27 |
| 交付年月日 | |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 122127 千葉県佐倉市海城町 電話043-(484)6137 佐倉市 |
| 国民健康保険等 | |
| 認定年月日 | 年 月 日 |
| 認定の有効期間 | 年 月 日 - 年 月 日 |
| 認定サービス等 | 区分支給限度基準額 年 月 日 - 年 月 日 1月当たり |
| サービスの種類 | サービスの種類 療養介護認定基準額 |
| 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 | |

介護保険：サービスの例①

- 歩行の助けとなる器具を
使いたい

⇒福祉用具を1割負担でレンタル
車椅子、車椅子付属品
杖、歩行器など



介護保険：サービスの例②

- 自宅の改修をしたい

⇒ 上限20万円まで、1割負担

手すりの取り付け

段差解消・すべり防止に床材変更

玄関をスロープに

ケアマネに相談！



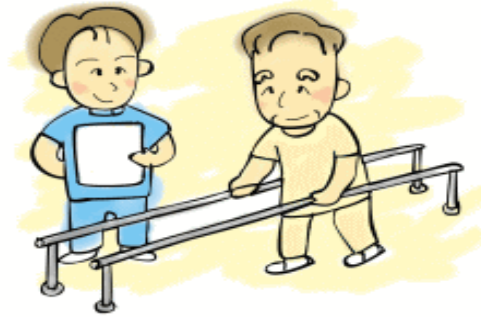
介護保険：サービスの例③

- リハビリを継続したい

⇒ デイケアでのリハビリ

機能訓練やレクリエーション

入浴や食事など



訪問介護・訪問看護・

訪問リハビリ・訪問服薬指導（薬剤）等

ご希望される場合はケアマネージャーにご相談ください。

☆特定疾患医療費助成

- 特定疾患：
- 厚生労働省が実施する「難治性疾患克服研究事業」の対象に指定された疾患が**拡大**
- 原因究明や治療法の確立と患者家族の医療費の負担軽減を図る。
- 110疾患が医療費助成の対象
- 「パーキンソン病」「脊髄小脳変性症」、「多系統萎縮症」など

平成27年1月からの新たな自己負担（月額・円）

| 階層区分 | 階層区分の基準 (○内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安) | | 患者負担割合:2割 | | | | | |
|--------|---|----------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-----------------------------|---------------|
| | | | 自己負担額上限額(外来+入院) | | | | | |
| | | | 原則 | | | 既認定者(経過措置3年間) | | |
| | | | 一般 | 高額かつ長期 (※) | 人工呼吸器等 装着者 | 一般 | 特定疾患 治療研究 事業の 重症患者 | 人工呼吸器等 装着者 |
| 生活保護 | - | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民 税非課税 (世帯) | 本人年収 ~80万円 | 2,500 | 2,500 | 1,000 | 2,500 | 2,500 | 1,000 |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収 80万円超~ | 5,000 | 5,000 | | 5,000 | | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税 7.1万円未満 (約160万円~約370万円) | | 10,000 | 5,000 | | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円~約810万円) | | 20,000 | 10,000 | 10,000 | | | |
| 上位所得 | 市町村民税 25.1万円以上 (約810万円~) | | 30,000 | 20,000 | 20,000 | | | |
| 入院時の食費 | | | 全額自己負担 | | | 1/2自己負担 | | |

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（たとえば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）。

利用方法

- ・ 受給者証：疾患名と限度額が記載
- ・ 通院・入院時、医療機関に受給者証を提示
→ 限度額までの支払い
- ・ 市町村により見舞金あり。
(佐倉市は月額2000円～3000円)

相談できる場所

- 病院(医療福祉相談室など)

疾患のこと、リハビリのこと

社会資源のこと、ご相談ください

- 地域包括支援センター / 市（区）役所
介護保険申請やサービス導入について

- 保健所（保健センター）

特定疾患の相談、申請について

さまざまな相談機関があります。

困ったら、当院2階正面玄関左
医療福祉相談室でご相談ください！

- 
- **ご清聴ありがとうございました。**